

会 議 録

会議の名称	令和2年度 第2回 東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	令和2年12月22日(火) 午後2時00分～3時00分				
開催場所	東村山市役所 市民センター 第1～第3会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 今井和之、郷家子、牛木信之、稲森直孝、松江みち子、根本信子、関根小雪、頓所恵子、手賀清春、村上正人、本家和美、六川洋、広井勝夫、高橋千恵子</p> <p>(市) 花田健康福祉部次長 地域福祉推進課：新井課長、羽生主査 障害支援課：小倉課長、松井事業係長、東支援第1係長、後藤支援第2係長、春日主任</p> <p>●欠席者：鈴木秀子、阿刀田俊子、寺田健治、中村一彦</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	2名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事 (1) 障害福祉計画について (2) その他</p> <p>3. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部 障害支援課 担当者名 加藤・松井 電話番号 042-393-5111 (内線3152・3166) ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会 委員14名の出席により過半数を超えているため会議が成立</p> <p>○部会長 議事を進める前に、傍聴者については随時これを許可したいと思います。</p> <p>2. 議事(報告) (1) 障害福祉計画について 事務局より資料2、資料4に基づき説明</p> <p>○部会長 ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>○A委員 雇用や教育に関して、視覚障害者にとって不足しているものは、視覚に障害のある方でも利用することができる情報機器端末である。就職活動においても、インターネットで検索をしながら就職活動ができるようにしていただきたい。</p>					

○B 委員

今度始まる「医療型の児童発達支援」と「居宅訪問型の児童発達支援」はどのように違うのですか。

○C 委員

2点あります。1点目は難聴児の支援についてですが、身体障害者手帳の該当にならない中等度の難聴のある子どもへの、補聴器の支給決定人数を教えてくださいのと、どのような支援があるのかを教えてください。知的障害のある難聴児の相談支援に関しては、意思疎通が難しいことがあるため、相談支援員として相談を受けてもアドバイスすることが難しいという課題があります。

2点目は移動支援事業についてですが、今後清瀬特別支援学校の高等部が移設されます。移設において通学時の練習を行う際に一時的に移動支援を使ってよいと回答をいただいていたが、ヘルパーが不足している状況では、移動支援を利用できていない。計画策定における見込みの部分は利用を希望している方がどの程度利用できているのかを教えてください。

○事務局 A

A 委員からの意見について、視覚障害のある方も利用できる情報機器端末の開発等について、端末を製作している事業者に対し、機会を捉えて働きかけをしていきたいと考えています。

次に B 委員からの質問ですが、医療型の児童発達支援は、東京都が設置する医療機関で行っている児童発達支援のことです。当市内で設置予定の児童発達支援センターは、福祉型の児童発達支援センターになります。福祉型の児童発達支援センターは、児童発達支援や、保育所等訪問支援など、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与、集団生活への適応訓練などのほか、相談支援などを行う施設です。次に居宅訪問型支援は、重度の障害があり、外出することが著しく困難であると認められた障害児が、居宅で療育支援を受けることができるサービスです。

最後に C 委員からのご質問の、障害者手帳の該当にならない中等度の難聴の子供への支援については、補聴器の購入費用の一部を補助する制度を実施しており、年に1人から2人の支給決定の実績があります。次に移動支援についてです。移動支援につきましては、利用を希望する方には原則支給決定をしておりますが、これまでも申し上げてきましたとおり、定例的な通学や送迎等には利用できません。これは、通学等の保障については学校等の責任において行うべきという考え方のためです。ただし、ヘルパーさんと共に通学等の訓練をすることにより、一定程度利用者本人のみでの通学等が可能になる見込みがあるという場合には、支給決定を行った事例もあります。しかしながら、ヘルパーさんが不足しているために利用できないという現状を市も把握しており、これまで市としては視覚障害のある方、知的障害のある方、肢体不自由の方のガイドヘルパー養成研修を行ってきました。地域で福祉人材を確保するという事は重要であると考えており、地域の関係機関と協力しながら福祉人材の確保を行っていききたいと考えております。

ご意見・ご質問に対する回答は以上です。本日欠席している D 委員より計画策定に関してご意見をいただいておりますので事務局にて代読します。

身体障害者の方々が入居できるグループホームを男女ともに整備してください。設置する法人は、日ごろから障害のある方の支援を行っており、障害特性を熟知している市内の法人を希望します。とのご意見です。

○部会長

他にご意見、ご質問はありますか。

○A 委員

資料2のページ23の児童福祉法に基づくサービス等の見込み量に記載されている児童とは一部の障害を示しているのか、全体を示していますか。

○事務局 A

特定の障害を示している訳ではありません。

○A 委員

そうすると、視覚や聴覚に障害のある児童にどのような教育を行っていくのかということも課題の一つです。

○事務局 A

児童、生徒の個々の障害特性に応じた支援や助言をしていくべきだと考えています。

○B 委員

計画策定とは関係はないが、移動費用支援手当について、手当受給者の人数がどうなっているのか調べて教えていただきたい。

○事務局 A

次回の部会までにお調べして回答致します。

○E 委員

国と都の通知に基づいて市が策定した計画全体について申し上げます。資料2のページ9のC、あるいはページ12のE、ページ13のGの各目標を見ていただくと、既に設置済み、あるいは見込みという数値が出ております。このことから、当市の障害福祉施策は、国や都の動向に注視し、先んじて動いているという印象を受けました。そういった意味では本市としては自慢していいのではないかと思います。

○部会長

他にご意見、ご質問はありますか。

○A 委員

この計画は非常に良いと思うが、サービスを提供する側とサービスを受ける側では意見が違ふと思う。そのことを私は非常に危惧している。そうならないようにするためには、国や都の指針に基づくのみだけではなく、市が主体的に動いていく必要があるのではないかと感じます。

○事務局 A

居宅介護や同行援護などの事業所の指定権者は東京都ですが、市として市内の事業所に対して、助言を行っていかなくてはならないと考えています。今後も、サービスを利用する方が気持ちよく利用できるよう、東京都と役割分担をしながら事業

所の育成に努めていきたいと思ひます。また、その際には東村山市社会福祉協議会が主催の居宅介護事業所交流会等も活用していきたいと思ひます。

○部会長

貴重なご意見をありがとうございました。今後も忌憚ないご意見をお聞かせいただき、課題としていきたいと思ひます。

4. その他

(1) 信号機のバリアフリー化について

○事務局B

音声ガイドが栄町1丁目交差点（新青梅街道と久米川駅北口からの道路の交差点）において設置されました。

(2) 北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会開催「市民交流事業」について

○事務局C

今年度のネットワーク協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

○部会長

ご意見・ご質問はございますか。

○A 委員

信号機がバリアフリー化されたのは良いですが、エスコートゾーンがありません。視覚障害者は、あの5差路、6差路の交差点をどのように渡れば良いのですか。

○事務局B

いただいたご意見は、道路管理者と交通管理者にお伝えします。

○部会長

本日の会議について集約いたしますと、計画につきましては概ねこの内容で良いのではないかということでした。追加の意見等がありましたら、事務局か部会長までご連絡いただきたいと思ひます。

5. 閉会

○事務局B

今回の開催時期についてです。今回作成しました第6期障害福祉計画（素案）の内容に大きな修正はないとのご意見をいただいたため、修正・加筆を行ったうえで再度、委員の皆様へ素案を送付します。また、自立支援協議会においてもご意見をいただきます。その後、送付しました素案に修正等がなければ、2月1日より2週間パブリックコメントを行います。パブリックコメント後にいただいたご意見をお伝えし、当計画を策定していくため、次の部会は3月ごろをめどに開催する予定です。

○部会長

それでは、本日の議事が全て終了いたしましたので、令和2年度第2回東村山市障害者福祉計画推進部会を終了します。

